

光市医師会報

No.400

(平成 20 年 4 月)



光市医師会

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/users/hikarishi/isikaihp/hikari.htm>

目次

・ 医師会長就任にあたって	松村 壽太郎	1
・ 医師会長退任にあたり	河村 康明	2
・ 山口県医師会理事として		
・ ダブルスタンダード	佃 邦夫	2
・ 周南地区の小児救急医療の流れ	広田 修	5
・ 新入会員ごあいさつ	井上 祐介	6
・ 新入会員ごあいさつ	中村 寛	7
・ 平成 20 年度・第一回光市医師会講演会 … 「早期糖尿病診断・治療の重要性」	奥屋 茂	8
・ 第 159 回山口県医師会代議員会報告	平岡 博	9
・ 4 月休日診療所当番医報告		10
・ 平成 20 年度会務分担表		10
・ 5 月医師会行事予定		10

(敬省略)

医師会長就任にあたって



光市医師会長 松村壽太郎

このたび光市医師会長に選出され、4月1日より就任いたしました。

このような大役をうけることを、光栄の至りと感じますと共に、その責任の重大さに危惧にも似た緊張感を抱いている次第です。幸いなことに、前会長の河村先生をはじめ、若い優秀な理事の先生方に支えて頂けることになり、これから出会うであろう難局を乗り切って行きたいと思っております。

現在の日本の医療情勢は、長期にわたり、錦の御旗の如く進められてきた医療費抑制政策により、相当危険な状態です。公的保険制度の根幹を揺るがすような制度変化が波状攻撃の如く押し寄せています。この4月からは、後期高齢者医療制度、特定健診・特定保健指導の開始、地域包括医療体制構築の推進、これら制度の変更による波乱で、医師だけでなく、住民、地域の福祉行政まで混迷に巻き込まれた状態です。このたびの診療報酬改定の内容をみても、医療機関が連携して診療することを推進しておきながら、一方の医療機関が算定できないなど、「出来高払い」の原則と矛盾しているようなこ

とがでています。一生懸命頑張っている医療機関や医師が、医療に取り組む意欲が低下しない様、絶望感を味わうことがないように、医師会としては、会員同士(病院、診療所共に)お互いの顔の見える交流、連携をして、ご意見や対策方法等を充分お聞きしながら対応し、県医師会、行政等にも発信して行きたいと考えております。

一方、医療を受ける患者さんの、医療にたいする期待や要望は益々高まってきており、医療を提供する医師との認識に相当な温度差があると強く感じております。この温度差を少しでもうめていくために、地域の方々にわかりやすい情報提供のできる医師会にしたいと思っております。

その他、救急医療活動、地域医療連携、各種保健事業、社団法人の法制度改定への対応等課題も山積しております。「和」をモットーに、相互理解と親睦を深め、全力で取り組む所存です。

会員の先生方の一層のご指導、ご協力をお願いしまして就任の挨拶とさせていただきます。

(平成20年4月6日)



光市医師会長退任にあたり



河村 康明

平成16年4月より、2期4年にわたり、光市医師会会長の任を勤めさせていただきました。

この4年間の会員の皆様方の御協力に、改めまして感謝いたします。平成20年度よりの松村会長は、会員の皆様方が全員で御賛同をいただける人材と考えています。公益法人の改訂に伴う規則等の改正、レセプトオンライン化に伴う諸問題の解決、特定健診の取扱い、後期高齢者保険の設立など、算積しておりますが、会員一同一丸となって、新会長を支えていきたいと思っております。

ダブルスタンダード



佃医院 佃 邦夫

久しぶりに執筆を求められ、日頃考えていることを書いてみることにしました。春も満開、今は4月の上旬です。

山口県医師会理事として

4年前、光市医師会に新任されて以来、陰に、日向に、県医師会と光市医師会のパイプ役としての県医師会理事を光市より1名を、当時の藤原会長、木下副会長、三浦副会長にお願いしてまいりました。私の記憶の範囲内では、光市医師会より県医師会へ役員を派遣したことはなく、(まさか、自分が行くことは念頭にありませんでしたが)若い人材をと希望していました。

今回、新県医師会執行部の御配慮と前徳山医師会小金丸会長の御推薦で、はからずも大任をおおせつかりました。微力でどうなるか判りませんが、精一杯頑張りたいと思います。

桜の花も豪華絢爛に咲き誇り、いくらか過ごし安い日々が続いております。医師会報も、長い間、沈黙が続きましたが、久しぶりにこうして言葉を綴ることが、何となく恥ずかしい思いがいたします。これを皮切りに、何でもかまいません、みなさんが遠慮なく医師会に思うことを発信していただければ、担当理事は大変助かることと思っております。一理事として応援したいと思います。

さて、今回はダブルスタンダードという言葉について書いてみたいと思

ます。日本語では『二重の基準』とい
います。一番よく使われた事象が貿易
における米国の態度でした。米国は日
本に農作物の自由化を強力に要求する
一方、自国内の農業には保護政策をと
っていました。これは、強者が弱者に何
かを強要するとき起こる現象で、対
等の立場では成立しない関係です。米
国は同じような政策を中南米や東南ア
ジアにも強要し、そのような行動を帝
国主義だと揶揄する向きもありました。
このような構図は実に応用範囲が広い
のです。家庭の中に当てはめて考え
てみましょう。節約主義をモットーとす
る夫、その家族の生活は実に質素です。
ところがその夫、自分はしょっちゅう
外で酒を飲み、背広はオーダーメイド
で十着以上持っている。ゴルフに麻雀、
クルマは外車、どうも外に女を囲って
いるようです。家庭には少しばかりの
お金を入れるだけで、質素節約という
基準は家族に向けたものであり、自分
にはまったく当てはまらないとする、
ダブルスタンダードがまかり通って
います。なぜこのような理不尽が成立す
るのか。それは、このような状況を強
要する夫と、それを容認する妻の人間
関係にあるといえます。米国と日本の
外交関係、夫と妻の人間関係、それを
強要し、受け入れる国と人、構図は同
じです。そこには双方の力関係が原因
しているようです。

日本という国の中ではどうでしょ
う？ 国家と国民、どういう関係になっ

ているでしょうか。憲法で保障された
民主主義の国、日本ですが、その民主
主義がどう実現されているでしょ
うか？ 検証してみましょう。

日本は今、大変な借金を抱え、将来
が危ういといえます。その累積債務は
2006年12月末で832兆円、国民一人
あたり655万円の借金、GDP比でイタ
リアの120%を大きく離し、170%に達
したといえます。財政再建と称し、5
年をかけて年間地方交付税6.2兆円削
減、高齢化に伴う社会保障費の自然増
を見込んだ額を圧縮、後期高齢者医療
制度を発足するとともに、法人税引き
下げによる大企業の税負担軽減、高齢
者に対する所得税増税（老年者控除廃
止、年金等控除縮減）、中低所得層に
対する所得税増税（配偶者特別控除の
一部廃止、特別減税廃止）など、大増
税を行いました。国民の暮らしはどうか。
低金利政策もあって、二〇〇〇年度と
二〇〇六年度を比較すれば、家計貯蓄
額は23兆円から5兆円程度まで減り、
国民は預貯金を取り崩して必死に生活
してきたことがわかります。定率減税
廃止によって3.3兆円の所得税の増税
が実行され、国内需要は極端に低下し
て、デフレを加速させました。雇用体
系を企業有利にさせ、派遣労働と雇用
格差を増大させ、大企業の売り上げに
対する労働者に分配する率を、65%か
ら50%まで下げました。ワーキングプ
アと障害者切り捨ては現代の代名詞の
ような言葉となりました。国民の生活

は大きく切り詰められたのです。

ところが、切り口を変えようと思ってもよらない事実が見えてきます。日本が持つ金融資産です。日本の金融資産は2006年12月末現在530兆円もあります。それを差し引いた額、すなわち純債務は302兆円、2005年OECD推計によれば純債務対GDP比で、日本が81%、イタリア94%、ドイツ59%、アメリカ43%、イギリス39%となっています。「日本のような経済大国であれば、十分耐えられる数字」だと海外の識者たちは考えています。しかも、1997年の橋本内閣の時、純債務のGDP比率は、わずか22%と主要国のなかで、最も健全な財政状況にあったのに、金融ビッグバンと財政構造改革を行い、金融恐慌を来しました。小泉政権でさらにそれに追い打ちをかけるかのようなマネーサプライの引き締めと財政再建路線で、国策によるデフレが国内に定着し、純債務のGDP比率が85%に押し上げられたのです。自作自演の悲劇オペラを現実で演じているようです。クリントン女史が「反面教師」と称したこの国策デフレを、今でも続けているのは信じがたい愚行です。

そして、もうひとつ、日本独特の財務体系、特別会計と独立行政法人があります。高橋洋一内閣参事官の「これが「埋蔵金」の真相だ」(現代February200867頁)によれば、各省庁の特別会計の資産負債差額をはじき出したところ超過総額は50兆円に上っ

たといいます。前田由美子「埋蔵金はここにある」(世界S E KAI2008. 4)でも剰余金の合計額は約51兆円との試算で、ほぼ一致しております。さらに官僚たちの天下り先である独立行政法人や公益法人には約20兆円の剰余金があります。そして、国家公務員約96万人、地方公務員約421万人、準公務員約550万人、平均人件費が年間約一千万円で、公務員人件費に年間約百兆円を費やしている。そもそも、一般会計85兆円に対し、特別会計が実質150兆円です。このような贅沢な国のいったい何処が財政危機なのでしょう？

国民には金がないといい、自分たちは有り余るお金をもてあましている。これをダブルスタンダードといわずしてなんとおもう。この状況を許しているのは国民と国家との力関係、すなわちそのありようの問題でしょう。離れでは霜降りの牛肉たっぷりのすき焼き三昧、母屋座敷ではお粥の取り合いをしている。そもそもその構図自体が問題なのではないでしょうか。これは国民主権ではなく官僚主権の姿であり、政治形態としては国民が選んだ政治家が官僚と手を結んで政治をしている、官僚内閣制度です。そして、その国家のありようそのものがダブルスタンダードに見えます。このような状況を知って知らずか、容認してきたのが日本国民です。いい加減、目を覚ましたらどうかと思うのは小生だけでしょうか。

周南地区の小児救急医療の流れ



広田医院 広田 修

早いもので光で開業医生活を始めて8年が経ちました。

日々の診療とともに重要な仕事の一つが休日診療所での診療です。老若男女を問わず、また疾病も様々でかつほとんどが初対面の患者さんなので緊張して臨んでおりますが、数日後に「元気になりました。」と当院に受診される人も少なくなく、とてもやりがいのある仕事でもあります。光市の「時間外診療」は各開業医の他、多くの部分が光市立光・大和総合2病院で行われていると思います。市立2病院の先生方にはいつも急な依頼にも関わらず、患者さんを快く引き受けて頂いており、たいへん心強く、また感謝しております。

もともと私は小児科に入局した関係上、光、周南地区の小児時間外救急の一部に加えて頂けることになりました。今回の原稿では、ここ数年の周南地区の小児時間外救急の経過と現状について書いてみたいと思います。

周南地区の小児科単独の連日時間外診療は、徳山中央病院小児科、周南市の休日夜間急病診療所が大きな部分を

担っております。周南休日夜間急病診療所は平成2年からまず平日夜間が内科、外科で稼働し、平成11年6月から広島大学小児科の協力のもとに徳山小児科医会所属の開業医9名、勤務医7名で連日の小児科単独診療が開始されました。月、火、金、土を開業医が、水を鼓ヶ浦こども医療センター小児科、木を徳山中央病院小児科が担当し、日曜日は1、3、5週を広島大学小児科、2、4週を徳山中央病院小児科が担当しています。夜間は365日19時～22時、日・祝・年末年始などは日中も9時～17時に診療を行っています。同施設からの2次の患者さんは、検査・入院依頼を問わず100%徳山中央病院に無条件で受け入れて頂けます。昔、2次病院が無いのに急患センターがスタートした地域で仕事をしたことが有り、入院が必要な場合は大変苦労して受け入れ先を探した経験がある身としては、とても安心して診療ができます。

下松、光からも患者さんが増えたことと、両市の小児科医が増えたことにより平成13年秋から出務の広域化が実現し、現在に至っては光市からも7名が参加しております。これにより各医師の出務回数は月2～4回から1～2回となりました。実は「市町村、医師会の枠を越えた休日夜間診療への参加」は全国的に見ても稀なことの様で、小児科医会報等に記事が載った際には、かなりの反響があったようです。

小児時間外救急医療の問題点として

は、昨今いろいろな点が指摘されています。受療者側の問題点としては、①女性の社会進出による日中受診の困難化、②核家族化による育児能力の継承不足、③少子化の影響でより便利かつ高度な救急医療への要望の増加、などがあります。いつでもどこでも、待たずにすぐに小児科医に診療を受けたい、という希望はとて多くなっております。医療者側の問題点としては、①基幹病院への初期（一次）患者の集中、②それに伴う小児科勤務医の過労働、③保険点数の問題による病院小児科の赤字・疲弊化があげられます。

おりしも周南休日夜間急病診療所の小児科部門が徳山中央病院の施設内に移転する方向で計画が進んでおります。実現に伴って患者数の増加が予想されていますが、「コンビニ医療」になる危険性と表裏一体で、時間外診療の適正化が急務となっていると思います。

時間外の受診状況を変えるには医師の側から何をすべきでしょうか。私は受療者側の問題で挙げたように、まず育児能力の向上にあると考えています。

核家族化の影響で祖父母との同居家庭は激減しており、経験と智慧の継承がおこなわれず、こどもの全身状態を見る親の能力はどんどん低下しています。平素の受診の際に、「様子をみましょうね」と同時に「こうならば急がなくてよく、こういう症状がでてきたら受診を考える」すなわち様子を見るなどのように見るなどの具体的な指導がもう一言あれば、時間外受診の多くを減らすことができるでしょう。

育児能力の向上を図る一環として、昨年度から周南小児科医会で手分けして保育園・幼稚園で周南地区の救急の現状と、こどもの症状の見方に関する講話をするようになりました。私も何回か実施しましたが結構反響があるようで、本年度も既に依頼が来ております。このような機会が増えることで、患者さんおよびご家族の安心が得られ、勤務医の先生方の負担が少しでも減ることを期待して、普段の外来での指導、及び講話の回数・内容のパワーアップを図っていきたいと思います。

新入会員のごあいさつ



いのうえ内科クリニック 井上 祐介

4月2日に島田6丁目で“いのうえ内科クリニック”を開院致しました、井上祐介でございます。光市立大和総合病院在職中は両市立病院内の諸先生方、市内の諸先生方に大変世話になり、感謝いたしております。今後とも宜しくご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。

前職では糖尿病、甲状腺疾患をはじめとする内分泌・代謝領域およびリンパ腺、骨髄異形症候群をはじめとする血液領域を専門とし、加えて高齢者の諸疾患の入院加療等に従事して参りました。これからは専門性を生かしつつ、更に幅広い疾患に対応できる医師となれるよう精進して参る所存です。

医師会員・開業医として、今後関わって行きたい事は、病診連携・診診連携の充実です。光市医師会全体としては、ほとんどの医療領域をカバーできるだ

けの専門医と施設が揃っていると考えます。現在有しているハードとマンパワーを連携し、有効に活用していけば光市全体を総合医療施設として機能させることが可能であり、これまで以上の良質な医療サービスを提供できるものと思います。

開業したての若輩者が大風呂敷をひろげて、、、と揶揄されないよう、精進して行きたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

新入会員のごあいさつ



ナイスケアまほろば 中村 寛

私は本年4月から光市介護老人保健施設「ナイスケアまほろば」に勤務致しておりますが、このたび光市医師会に入会させて頂くことになりました。御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

私はこれまでの大半を福岡で過ごして参りましたが、昭和35年頃、医局出張で山口赤十字病院に一年余りお世話になったことがあります。当時は大変恵まれた環境で勤務させて頂きましたが、山口での数々の有難い経験は今

も懐かしく思い出されます。

昨年2月、私は右大腿骨頸部骨折で人工骨頭置換術を受けました。術後リハビリに努めましたが、今だに歩行は不自由で苦痛を感じております。自分もまた後期高齢者に入りますので懸命にリハビリに励まれている施設御利用の方々に連帯意識を感じており、これから多少なりとも皆様のお役に立てればと願っております。

なにぶんにも御高齢な方々ばかりです。急な異状を来たすことがあって、医師会の先生方に専門的な御診療をお願いする事も多くございます。御多忙中恐縮に存じますが、御高診、御加療のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

平成 20 年度・第 1 回光市医師会講演会

「早期糖尿病診断・治療の重要性」

山口大学大学院医学系研究科・病態制御内科学

准教授 奥屋 茂先生

日 時：平成 20 年 4 月 22 日 (火)

場 所：光市商工会館 2 階会議室



日本人の糖尿病の実体とその早期の診断・対策について、わかりやすく講義していただいた。以下はその要約です。

今や国民病とも言われる糖尿病は、8人に1人が発症しているといわれる。

糖負荷に対して、日本人の膵β細胞から分泌されるインスリンはその量やスピードが欧米人に比してとてま少なく遅いため、ファストフードなど欧米型の食事を摂ると非常に高率に糖尿病を発生する。欧米人は高度の肥満になっても発症しないが、日本人は小太りでも糖尿病を発生する。

糖尿病治療の目的は合併症の予防にある。網膜症、腎症、末梢神経障害が代表的である。一方、糖尿病患者では脳血管障害で通常の3～6倍、心血管疾患では2～4倍の症例が発症している。HbA1cが6.5を境に細小血管病変が増加するという報告がある。一方食後高血糖のみで、大血管病変が約3倍

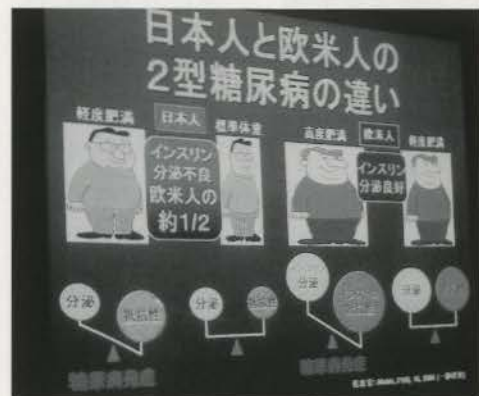
に増加したとの報告がある。

早期糖尿病では糖負荷テストが有用である。空腹時血糖が100以上では75GOGTTを行い2時間値が200以上で糖尿病と診断される。また1.5AGは早期の糖尿病診断に有用である。

糖尿病の最終目標は、健康人と変わらないQOLを保つ事にある。そのためには早期から厳格なコントロールが必要である。同じHbA1c6.5でも食後の血糖値が高いほど、大血管障害は引き起こされ易い。この病態を改善するには、αグルコシダーゼ阻害剤などの糖吸収遅延剤、ナテグリニドなどの短時間作用型のインスリン分泌促進剤が有用である。場合によっては併用することもある。インスリン抵抗性を改善し糖の利用を促進するチアゾリジン、ビッグアナイド剤、長時間作用型のスルホニル尿素剤を病態によって使い分ける事が大切である。

講演の後で薬を使用するタイミング、他の危険因子との関連、医療経済の問題など活発な質問がなされた。

報告者 平岡 博



第159回山口県医師会代議員会報告

平成20年4月24日(木)

山口県医師会館6F

新医師会長(木下敬介先生)が決定した後、初めての代議員会が開かれた。昨年度の事業報告、本年度の事業報告案が提出承認されたのちに、代議員質問および県医師会の答弁が行われた。質問は6題あり、後期高齢者医療制度に対する質問が3題と最も多かった。

「後期高齢者診療料」に関して、山口県医師会から4月4日付けで各郡市医師会に対し、この制度の問題点を明らかにして、当分の間、その届け出と算定を慎重に判断するようにと通知された。現在の所、山口県1150の医療機関中、届け出を出されているのは20(1.1%)にとどまっている。これらの事を踏まえ、後期高齢者医療制度の見直しを求める決議文がこの会議の動議として採択された事は、画期的な出来事であった。ただし、この制度に関しては2年前の法律制定の際には日本医師会としても深く関わっており、これを撤廃するといった強い姿勢は避け、見直すという表現が採られた。

その他は、「医療費適正化計画について」、「新型インフルエンザ対策について」、「ウイルス性肝炎に対する精密検査機関について」等の質問がなされた。2200億円の医療費削減計画を見直すべく、日本医師会案が提案された。各郡市で新型インフルエンザの流行が起

こった時のシミュレーションをすべき。C Tの有無が精密機関の要件となっている。これは、総合病院と診療所の連携を密にし、インターフェロン治療が診療所でも積極的に行えるようにするためである。以上のような質疑応答がなされた。

前県医師会長の藤原淳先生が日本医師会の常任理事に御就任された報告がなされ、山口県医師会と日本医師会との間に太いパイプが築かれた。発言力が増した分だけその責任も重くなると考えられる。河村康明先生も光医師会として初めて県医師会の理事になられた。光医師会員の皆様、出来る限りの後押しをお願いいたします。

出席者：松村寿太郎、平岡 博



平成 20 年度会務分担表

	業務区分	担当理事	担当補佐
1	総務	松村 壽太郎	河村康明
2	庶務・会計	河村 康明	松村壽太郎
3	広報	平岡 博	道上文和、佃邦夫、高橋秀児、村田雅子
4	生涯教育	竹中 智昭	河村康明、竹中博昭
5	医療情報システム	佃 邦夫	兼清照久、高橋秀児
6	医事紛争・診療情報	佃 邦夫	道上 文和、兼清照久
7	麻薬	道上 文和	平岡博
8	医療保険	兼清 照久	多田良和、田村健司
9	労災・自賠責	兼清 照久	多田良和
10	介護保険	丸岩 昌文	秋吉宏規、横山宏
11	地域医療	佃 邦夫	守友康則、田村健司
12	救急医療、小児救急	丸岩 昌文	多田良和、廣田修、松島寛
13	妊産婦・乳幼児保健	道上 文和	大月恭範、山手智夫
14	学校保健	平岡 博	廣田修、山手智夫、松島寛
15	成人高齢者保健・特定健診	兼清 照久	佃邦夫、田村健司、守友康則
16	産業保健	平岡 博	藤田敏明、守友康則
17	医業経営（労務・税制）	道上 文和	村田雅子
18	医療廃棄物	清水 敏昭	河内山敬二
19	会員福祉	清水 敏昭	藤山純一、竹中博昭

4月休日診療所当番医報告

4月	内科系		外科系	
	6 (日)	24	9	33
13 (日)	21	3	24	
20 (日)	16	9	25	
27 (日)	14	7	21	
29 (日)	34	4	38	
計	109	32	141	

5月行事予定

光市医師会

- 13日 理事会
- 22日 定時総会・懇親会
- 27日 学術講演会

山口県医師会

- 22日 郡市保険担当理事協議会（兼清理事）
- 29日 互助会支部長会、医師連盟執行委員会、山福株式会社総会（松村会長）



光市医師会理事会メンバー
(平成20年5月13日)

編集後記

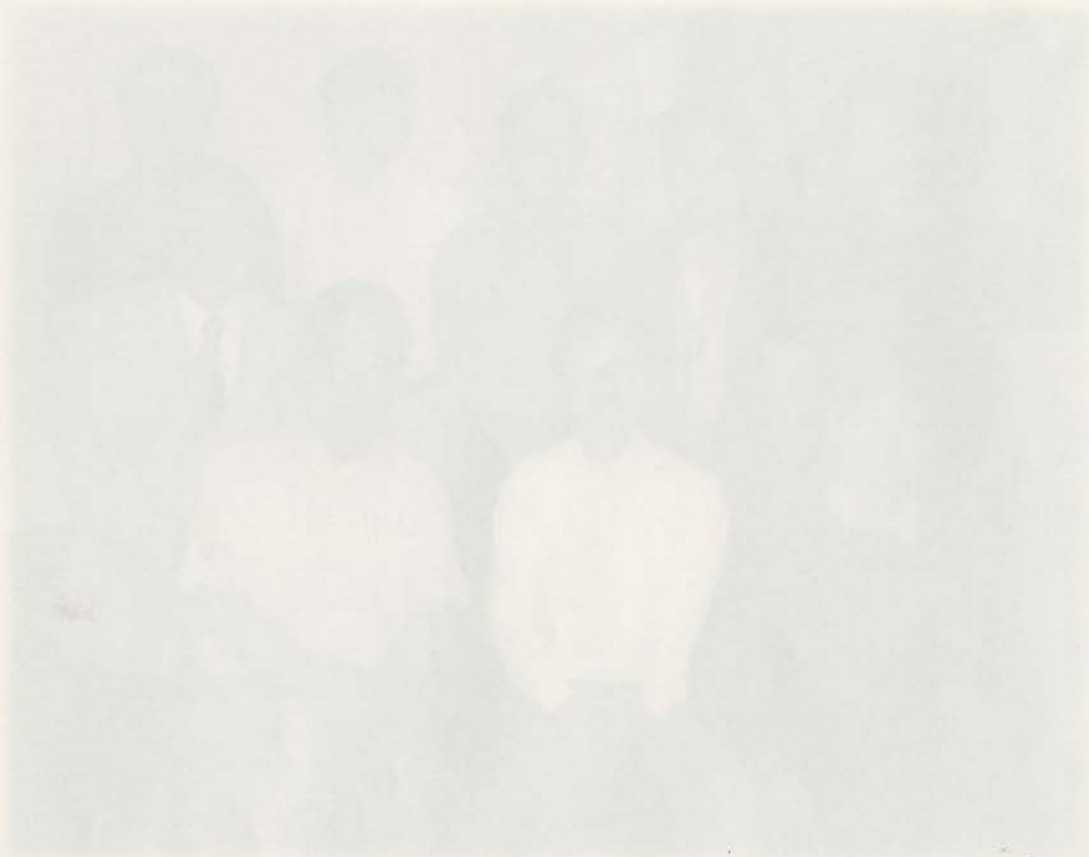
記念すべき400号の光市医師会報から、今年度の担当をさせていただくことになりました。後期高齢者医療制度、特定健診など、医療を巡る諸問題が山積するなかで、悩みつつ日々の診療を行っています。会員の皆様の声を大切に、わかりやすい誌面作りが出来ればと考えています。日常雑感、耳寄りな話、感動した体験、趣味、何でも

受け付けますので、どんどん投稿してください。

今期は早い発行を目指したため、新入会の先生方の自己紹介をお2人しか載せられませんでした。次号に引き続き、掲載予定しております。

表紙は4月初旬、春爛漫の島田川です。

広報担当 平岡 博



光市光井一丁目15番20号
中村印刷株式会社

発行所 光医師会
TEL(0833) 72-2234
発行日 平成20年 4月30日
発行者 松村壽太郎
編集者 広報担当
印刷所 光市光井一丁目15番20号
中村印刷株式会社